

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号

184

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

人権啓発活動地方委託事業に係る講演等謝金支払基準及び資料作成数の枠付けの見直し

提案団体

岐阜県

制度の所管・関係府省

法務省

求める措置の具体的内容

人権啓発活動地方委託事業に係る講演等謝金支払基準及び資料作成数の枠付けを見直し、地方自治体が妥当な基準の下に弾力的な事業実施を図ることを可能とすることを求める。

具体的な支障事例

人権啓発活動地方委託事業は、全国的に一定水準の啓発活動を確保しつつも、各地域における実情を反映させ、より国民の共感を得られる効果的な啓発活動を行うための仕組みであるが、現行制度における枠付けが地方自治体による「地域の実情を反映した独自性を活かした啓発活動」の支障となっているため、見直しを求める。

【制度改正の経緯】

法務省は人権啓発活動地方委託事業について、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成 25 年 12 月 20 日閣議決定)」において「今後も引き続き、(略)地方公共団体の要望を聴取していきたいと考えている」こと等について、見解を示した。これを受けて全国知事会は、平成 26 年 3 月 14 日付けで、「現状では、(略)謝金や資料作成数の基準が示されており、弾力的な運用ができず、支障となっている」ことを再意見しているが、今日まで見直しはなされていない。

【制度改正の必要性】

地方自治体が、弾力的な事業実施を図ることを可能とすること。

例えば講演等謝金については、他府省において受託団体が定めている規定を根拠に支給する場合の手続きを置いている事業例もあるため、これに準じて改正することは可能と思われる。

【具体的な支障事例】

講演等謝金支払基準が一般的な基準額を大幅に下回っており、招へい可能な講師が限定されているほか、講師のタクシー代が認められないなど経費の使途等に細かな制限が設定されている。

加えて、講演会等の開催通知資料の作成数に係る基準が極めて低く、十分な周知が出来ない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方自治体が弾力的な事業実施を図ることができ、より一層「地域の実情を反映した独自性を活かした啓発活動」の実施が図られる。

根拠法令等

人権啓発活動地方委託要綱及び運用基準

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

酒田市、福島県、いわき市、埼玉県、市川市、神奈川県、川崎市、新潟県、静岡県、春日井市、京都府、兵庫県、徳島県、香川県

○原子力災害により、県外のみならず、県内においても避難者に対する偏見が生じたため、より一層人権意識の向上を図っていく必要がある。講演等謝金支払基準が一般的な基準額を下回っており、招へいを予定していた講師に謝金不足を理由として断られた事例や、チラシ等の作成数に係る基準が低く十分な周知ができないこと、さらに査定で啓発物品の単価及び作成数が制限されるなど、基準等による制限が効果的な事業実施への支障となっている。

○現在、人権の花運動、小学生ユニバーサルデザイン「やさしさ」写真コンクール、ユニバーサルデザイン推進セミナー、ユニバーサルデザインワークショップを開催している。特にユニバーサルデザイン推進セミナーでは、年齢や性別、国籍、能力などに関わらず、はじめからすべての人が利用しやすいまちや施設、もの、環境、サービスなどをつくらうとするユニバーサルデザインの考え方を広く市民に理解してもらうため、毎年講演を行っているが、講師選定の際、講演会謝金が上限 20 万円となっていることから、市民が講演を希望するような著名人を選定することが困難となっている。

○現在の基準では、イベントの周知と啓発効果を高めるためのチラシが必要枚数確保できない。本県の人権フェスティバルの場合、チラシは、来場者アンケートで「このイベントを知った理由」で最も多くの方が回答する告知効果が高い媒体であると共に、人権への関心が高くない方に対してもイベントの存在を周知し、人権について考えてもらうきっかけとなる重要なツールとなっている。本県の人権フェスティバル来場予定者は 1000 人であり、委託費で印刷できるのは 7000 枚となる。平成 29 年度の場合、開催地で全戸配布する他、県内全市町村にも送付し、公民館や隣保館、病院などに設置するため、ちらしは 3 万 4 千枚必要となり、県費で約 20 万円を追加し確保している状況にある。

○食糧費が認められていないため、講師昼食代が主催関係者個人からの負担で補っている状況である。

各府省からの第 1 次回答

当省においては、全国において一定水準の啓発活動が行われることを担保しつつ、地方公共団体が地域の実情に応じた啓発活動を実施することが可能となるよう、平成 26 年の人権啓発活動地方委託要綱の改正後も、法務局・地方公共団体等で構成している人権啓発活動ネットワーク協議会等を通じて地方公共団体等の意見を聴取し、各種規程や制度の運用を見直してきた。

提案のうち、講演会等の謝金支払基準については、平成 21 年 7 月 1 日各府省等申合せ「謝金・諸手当業務の抜本的効率化について」により定められた「謝金の標準支払基準」に準拠したものであるところ、地方委託事業も国費を財源とする以上、政府全体としての支払基準の整合性を確保するという本申合せの趣旨に沿った形で行われるべきであり、地方委託事業のみ異なる基準を設けることは適当でない。

また、委託事業の目的に鑑み、特定の事業種別だけに偏ることなく、できる限り様々な事業によって、また、様々な媒体を活用した人権啓発活動を実施することが望ましいところ、限られた財源の中で、著名人等に講師を依頼する場合の謝礼上限の引上げ及び講演会等の開催通知資料の作成数上限の引上げを行うことは、このような委託事業の多様性を損なうおそれがあることから、見直しに必ずしも応ずることは相当でない。

なお、講演会等の講師のタクシー代については、国家公務員等の旅費に関する法律や地方公共団体における旅費の支給規程に準じて、身体に障害があって配慮が必要である場合など、合理的な理由の下で委託費から支出することは差し支えない。

おって、講師の昼食代については、講師としての役務提供によって発生するものではないことから、講師個人が負担すべきものとする。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

「人権啓発活動ネットワーク協議会等を通じて地方公共団体等の意見を聴取し、各種規程や制度の運用を見直してきた」に関し、ネットワーク協議会は他の構成員も出席されていることもあり、当県では委託要綱に関する意見を提出する機会と認識しておらず、また、検討結果について連絡を受けた認識はない。今後、ネットワーク協議会が、委託要綱に係る意見提出する場であることを明確化していただきたい。

「政府全体としての支払基準の整合性を確保するという本申合せの趣旨に沿った形で行われるべき」に関し、複数の省庁においては本基準を参考にしつつも、地域での実態に即した事業執行に支障がでないよう、基準設定に関し、受託団体の「既存の内規」等に基づき、支払うことを可能とされている以上当たらないと考える。

加えて、「限られた財源の中で、著名人等に講師を依頼する場合の謝礼上限の引上げ及び講演会等の開催

通知資料の作成数上限の引き上げを行うことは、このような委託事業の多様性を損なうおそれがあることから、見直しに応ずることは相当でない」との指摘に関しては、本提案はあくまでも国の「謝金の標準支払基準」に規定されているような者を講師とする場合に、地域の実情も踏まえて受託団体の既存の内規等に基づき謝金を支払うことを可能とするよう求めているものである。当県においても、パブリックコメント等の手続きを経て支出ルールの内規を定めているので、その範囲での対応を認めるよう求める。また、資料作成部数についても、複数の自治体が現行規定が妥当でないと考えているが、貴省において、具体的にどのような見直しが行われてきたのかお示しいただきたい。

講師の昼食代等に関しては、現に国・地方自治体を問わず、例えば役務提供が昼食時間を跨がるなど、効果的な事業実施に当たり合理的な理由の下で支出を行っている例もあることから、本事業において一律に「講師個人が負担すべき」とするのは、事業趣旨に沿ったものとは言えないと考える。

更に、講師のタクシー代については、地方公共団体における旅費の支給規程に準ずることもあり得るとのことであるが、明らかに公共交通手段がない場合も合理的な理由に含まれる点も含めて、その旨を要綱上、明確にさせていただいた。なお、要綱以外の規定によることができるものとそうでないものとの区分を明確化し、受託者である地方公共団体が制度を最大限活用可能なようにすべきではないか。

以上の点も踏まえ、本提案について再検討を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

人権啓発活動地方委託事業については、平成25年度に全国知事会から自由度の高い交付金とすべきと指摘しているが、交付金化はなされていない。

地方が自主的に判断して事業実施できるよう、地方に必要な財源措置を前提とした自由度の高い交付金とすべきである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

人権啓発活動ネットワーク協議会は、地域における関係機関が連携協力し、人権啓発活動を総合的かつ効果的に推進することを目的とした横断的なネットワークであるところ、同協議会の会議の場に限らず、同協議会の構成員間で、より効果的・効率的な啓発活動を企画・検討する中で、委託要綱等の見直しの要否についても意見交換していただきたいと考えており、それが認識の共有にもつながると考えている。

法務局・地方法務局を通じていただいた意見については様々な観点から検討しており、講演会等の開催通知資料の作成数上限について、今回の提案や同協議会を通じて寄せられた意見を受けて検討し、見直しを行ったところである。

一方で、謝金の標準支払基準については、法務省の人権擁護機関が各地域で講演会等を実施する場合においても本基準に基づいて謝金の支払いを行っており、地方委託事業についてのみ、これと異なる独自の基準を設ける合理的な理由はなく、見直しは困難と考えている。

また、個別の事情に基づいた合理的な運用という観点からも、旅費の取扱い等の細目までを要綱で定めることは適当でないと考えているところ、特定の経費についての委託費からの支出の可否等については、当省において問合せの多い事例を把握し、情報共有を行っていくためにも、随時法務局・地方法務局にお問合せいただきたい。

なお、講師のタクシー代について、公共の交通機関がなく徒歩による移動が困難な距離である等の場合で、合理的な理由があるものと認められる場合には、委託費から支出して差し支えない。また、講師の昼食代については、国家公務員等の旅費に関する法律や地方公共団体における旅費規程に従い日当を支給する場合、これをもって賄うことができるものとする。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

6【法務省】

(2) 人権啓発活動地方委託事業

人権啓発活動地方委託事業については、2019年度事業から、講演会等の会場規模や企画内容に照らして広

い地域からの来場者が見込めるとともに費用の大幅な超過を生じない場合には、上限数を超える開催通知資料の作成を認めることとし、その旨を都道府県及び市町村に2018年度中に周知する。